

知的財産取引適正化ワーキンググループ（第1回）議事録

1 日 時 令和7年8月4日（月） 16:00～18:00

2 場 所 対面（経済産業省別館 11 階 1115 会議室）とオンラインの併用

3 出席者

【委員】林座長、泉委員、鮫島委員、名倉委員、松田委員、松橋委員

【公正取引委員会事務総局】向井官房審議官、柴山企業取引課長、企業取引課 全課長補佐

【中小企業庁】坂本事業環境部長、小高取引課長

【特許庁】吉澤総務部長、亀井総務課長

【オブザーバー】独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、

日弁連知的財産センター、日本経済団体連合会、日本商工会議所、

日本弁理士会、内閣府知的財産戦略推進事務局

4 議 題 ○知的財産取引適正化ワーキンググループの進め方

○知財取引適正化に向けたこれまでの取組

○企業取引研究会報告書における御提言と今後の課題

○実態調査の実施について

5 議事録

(1) 開会

○公正取引委員会 柴山課長

本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、第1回「知的財産取引適正化ワーキンググループ」を開催いたします。

本ワーキンググループは、公正取引委員会と中小企業庁及び特許庁が共同で事務局を務めさせていただきます。私は、公正取引委員会企業取引課長の柴山です。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方、オブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず、お集まりいただきありがとうございます。7月30日に開催されました、企業取引研究会におきまして、知的財産・取引の適正化について、専門的な議論を行うため、知的財産取引適正化ワーキンググループの設置について御承認いただきましたところです。第1回となります今回は、対面とオンラインのハイブリッドでの実施となります。開催に当たりまして、事務的な留意点を3点申し上げます。

1 点目、オンラインで参加されている委員・オブザーバーの先生方におかれましては、御発言のとき以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。

2 点目、通信のトラブルが生じた際には、事前にお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合は、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきますと思います。

3 点目、対面で御参加されている委員の皆様は、御発言時、マイクの電源ボタンを押した後にお話いただきますようお願いいたします。

本日は、まず開催に当たり、公正取引委員会官房審議官の向井から御挨拶をさせていただきます。

○公正取引委員会 向井官房審議官

公正取引委員会官房審議官の向井でございます。私は、公正取引委員会におきまして、優越的地位の濫用というところを担当しておりまして、独占禁止法の優越的地位の濫用、そして今回改正を行いましたいわゆる下請法、そしてフリーランス法、それらを担当しております。本日は皆様におかれましては、御多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

さて、知的財産ノウハウの取引適正化につきましては、昨年の7月から12月にかけて公正取引委員会と中小企業庁で開催した企業取引研究会で御議論いただいたものです。そして、報告書は昨年の12月に取りまとめを行っておりまして、いわゆる下請法の改正について御提言いただいたのですが、その中で下請法以外の問題として、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげることが必要であるということを御提言いただいたところです。そして、本年6月に閣議決定された、いわゆる、骨太方針2025、そして、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版、知的財産推進計画2025におきましても、先ほど申し上げたものと同様の記載がありまして、政府といたしましても、知的財産と独占禁止法の問題、優越的地位の濫用の問題、こういうものについては喫緊の課題として捉えているところです。

知的財産・ノウハウというのは、なぜ必要かということは自明の理でございますが、中小企業の成長の源泉になり得るものでして、そのような中小企業が持っております知的財産・ノウハウにつきまして、無償とか低廉な対価で吸い上げるような行為、それぞれの価値創造者への正当な還元が損なわれ、新たな知識や技術を生み出すインセンティブを著しく低下させるような行為、そういうものは我が国のイノベーションの阻害につながり得るものと考えているところです。

委員の皆様におかれましては、それぞれの御知見も踏まえまして、知的財産・ノウハウの取引環境を整備し、公正で自由な競争を促進していくために、我々政府といたしまして、どのような方向を目指すべきか、というところにつきまして、忌憚のない御意見・御議論を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございました。続きまして、中小企業庁坂本事業環境部長から御挨拶をさせていただきます。

○中小企業庁 坂本事業環境部長

中小企業庁の事業環境部長坂本と申します。本日は、暑い中お集まりいただきまして、御参画いただいている委員の皆様、本当にありがとうございます。座って御挨拶させていただきます。

日本経済の最重要課題であります持続的な賃上げを実現するために、中小企業の皆様の賃上げの原資を確保するということが必要不可欠となっております。そのためには、価格転嫁の徹底とともに、中小企業の稼ぐ力を強化することが重要でありまして、中小企業の技術開発、イノベーションの努力を稼ぐ力につなげていくために、この知的財産の活用と保護というのをしっかり図っていくことが重要だと考えております。こうした問題意識から中小企業庁におきまして、これまでも知的財産取引に関するガイドラインですとか、契約書のひな形の作成、知財Gメンによります取引実態調査などを行ってまいりました。このGメンの調査の中で、知的財産に係る権利侵害や、大企業側に有利な取引が一方的に行われているといったケースも見られておりますし、今年1月に公表いたしました下請Gメンによるヒアリング調査結果におきましても、実質的に知財保護をしていない、できていないと回答された受注

者が 78%に上っているというような状況でございまして、中小企業において知的財産の保護の強化、また、その上での活用促進というのが喫緊の課題だと考えております。

価格転嫁と並んで、この知財の保護、強化というのが取引適正化の重要なテーマであるということで、この度、専門的な御知見を有しておられる委員の先生方に御参画をいただいて、このワーキングを立ち上げられたことを大変心強く思っております。

是非、様々な角度から忌憚のない活発な御議論をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○公正取引委員会 柴山課長

続きまして、特許庁吉澤総務部長から御挨拶をさせていただきます。

○特許庁 吉澤総務部長

特許庁の総務部長をしております吉澤と申します。本日は暑い中、御多忙の折、委員の皆様方、そしてオブザーバーの皆様方におかれましては、本ワーキンググループに御参画賜りまして誠にありがとうございます。

中小企業におきまして、知財の活用が重要だということは、公正取引委員会、中小企業庁の方からお話があったところでございますが、私ども特許庁といたしましても、知的財産・ノウハウの取引適正化は極めて重要な問題だと認識しております。地域の中小企業が知財を更に活用し、地方創生の起爆剤となっていく余地は大きいのではないかと考えております。

そういった観点で、令和 5 年 3 月に私ども特許庁と INPIT、日本弁理士会様、そして日本商工会議所様の 4 者で知財経営支援ネットワークという、中小企業の知財活用支援の枠組みを立ち上げました。昨年 12 月には、この枠組みに中小企業庁にも加わっていただきました。このネットワークにおける共同宣言では、その第一に知財侵害抑止に向けた実態把握の強化を掲げさせていただいております。関係機関、中小企業庁、そして公正取引委員会等と連携して、これに取り組んでまいりたいと思います。

具体的には、知財経営支援ネットワークを活用し、地域の様々な知財の支援機関や商工会議所様等の中小企業を支援する立場の参加機関、そして、先ほど坂本部長からお話がございました中小企業庁の知財 G メンとの情報共有を促進していくということが、まずもって足元では重要かと思っております。そのために、例えば「こんな話にお心当たりありませんか」というチェックリストを知財 G メンのチラシに掲載し、お心当たりがあれば知財 G メンに連絡していただくといった周知・活用についても始めておりまして、そのような不適切な取引についての情報収集も進めております。

本ワーキンググループで、そのような実態を踏まえながら御議論いただき、得られた成果は知財経営支援ネットワークを使いながら、成果を作っていく、普及していくということにも活かしてまいりたいと思います。

最後になりますが、オブザーバーの皆様におかれましては、この適正な取引のあるべき姿につきまして、忌憚のない御意見・御議論を賜れば幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございました。本日は第 1 回目の会合でございますので、私からは議事に入っていただく前に、本ワーキンググループの運営について簡単に御説明をさせていただきます。

まず、本ワーキンググループの座長でございますが、桜坂法律事務所の林いづみ先生に御就任いただいております。よろしくお願い申し上げます。次に本ワーキンググループに御参加いただく委員の皆様を御紹介させていただきます。

- ・関西大学総合情報学部 教授 泉 克幸様
- ・弁護士法人内田・鮫島法律事務所 代表パートナー弁護士・弁理士 鮫島 正洋様
- ・弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 名倉 啓太様

- ・阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士 松田 世理奈様
- ・株式会社メトロール 代表取締役 松橋 卓司様

また、本ワーキンググループには委員の皆様のほか、独立行政法人工業所有権情報・研修館、日弁連知的財産センター、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本弁理士会及び内閣府知的財産戦略推進事務局にもオブザーバーとして御参加いただいております。

続きまして、本ワーキンググループの議事につきましては、委員の皆様に自由に御議論していただく観点から非公開といたしますが、資料及び議事の要旨につきましては、できる限り速やかに公表させていただきます。また、議事録については、その後取りまとめが整い次第公表させていただく予定です。なお、議事要旨の作成に当たっては、速やかに公表するという観点から、事務局の文責にて御発言者を明示しない形で作成・公表することとさせていただきますので、御了承いただきますと幸いです。

それでは以後の議事につきましては座長をお願いしたいと存じます。林座長よろしく願います。

(2) ワーキンググループの進め方について

○林座長

ありがとうございます。本ワーキンググループの座長を務めさせていただきます弁護士の林いづみと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様、知財分野では、昔から存じ上げている先生方ばかりなのですが、知財の分野では先ほどからお話がありましたように、「中小企業と知財」というキーワードでは何十年来、手を尽くしてあれやこれややってくるが、なかなか進まないという現状があるところだと思います。競争法と知財法は車の両輪と言われており、昭和の時代から、競争法分野でも公正取引委員会から知財分野のガイドラインが様々作られております。ただこの間、インターネットや生成 AI なども発展してまいりまして、データも「現代の石油」と言われるように重要性を持ってくるというところで、令和 6 年から製造業対象の実態調査がされ、昨年 10 月には中小企業庁に知的財産取引に関するガイドラインの改正していただいたという経緯を踏まえまして、今回は、さらに製造業にとどまらない幅広い業種を対象とした実態調査を行って、その上で、具体的な行動規範を示すべしという御提言をいただいて、本ワーキングができたところでございます。

したがって、中小企業の知財の保護と活用について実務の最前線の委員の皆様、またオブザーバーの皆様から、是非、活発な御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それではまず事務局からワーキンググループの進め方について御説明いただきます。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。はじめに、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。配付資料は、資料 1 と資料 2 でございます。お手元のタブレットに入っているかと思いますが、御確認いただければと思います。

それでは資料 1 の知的財産取引適正化ワーキンググループの開催についてという資料に則りまして、ワーキンググループの進め方について御説明したいと思います。1 は開催の趣旨でございますが、企業取引研究会の下に、知的財産取引適正化ワーキンググループを開催するというところで、1 に書いてあります。それから 2 のところですが、知財ワーキングの構成等ということで、別紙とありますが、次のページに、委員の皆様のお名前とオブザーバーの皆様の御所属が書いてあります。それから(2)ですが、2 か月に 1 回程度目安として知財ワーキングを開催するというところで、今後の日程についてはまた調整させていただきたいと思います。それから(3)、知財ワーキングは委員による自由闊達な意見交換を促進するために非公

開とするが、議事要旨を速やかに公表するとしております。それから(4)ですが、知財ワーキングは公正取引委員会事務総局、中小企業庁及び特許庁の共催とします。また(5)ですが、庶務につきましては関係部局等の協力を得て、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課、中小企業庁事業環境部取引課及び特許庁総務部総務課が担当としております。

以上になります。

○林座長

ありがとうございます。ただいま事務局から御説明いただいた開催概要に基づくワーキンググループの進め方について御質問がございましたらお知らせください。

(3) 事務局説明

○林座長

よろしいでしょうか。特にないようでしたら、事務局から資料2に基づいて、知財取引適正化に向けたこれまでの取組、企業取引研究会報告書における御提言と今後の課題、実態調査の実施について御説明いただきます。その後、皆様から御感想や御意見をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。それではお手元の資料2に基づいて御説明したいと思います。資料をめくっていただきまして、本日の第1回ワーキンググループの議題についてですが、本日はキックオフという位置付けで3点です。一つ目が、知的財産取引適正化に向けたこれまでの取組。二つ目が、企業取引研究会報告書における御提言と今後の課題。三つ目が、実態調査の実施についてです。これらについて、事務局から御説明させていただければと思います。

次のページですが、1点目が、知財取引適正化に向けたこれまでの取組というところでございます。ページをめくっていただきまして、このスライドから4ページです。

知財取引適正化に向けたこれまでの取組として、これまで公正取引委員会や中小企業庁が策定した、知財やノウハウの取引に関する記載のあるガイドラインや実態調査を御紹介しています。まず、公正取引委員会が策定した指針等のうち、知財を中心に捉えているものとして、一つ目の「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」、それから二つ目の「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」がございます。また、中小企業庁が策定したものとして、一番下のところですが、「知的財産取引に関するガイドライン」というのがございます。

一つ目の公正取引委員会の知財指針につきましては、優越的地位の関係ですと、ライセンサーとライセンシーとの間の取引に焦点を当てておりまして、また、二つ目の共同研究開発に関する指針に関しまして、共同研究開発の当事者間の取引に焦点を当て、知的財産等の取引をめぐる独占禁止法上の考え方を示しております。加えて、中小企業庁策定の四つ目の知財ガイドラインについては、掲載事例の中心が、後ほど紹介する製造業の実態調査で確認された事例となっております。製造業における知財取引を中心として取りまとめられたガイドラインとなっております。

次のページをお願いいたします。このページでは、知的財産など特定取引に対象を限定せずに、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制、下請法・フリーランス法の考え方を広く示したガイドラインを記載しております。これらのガイドラインにおきましては、一部の行為類型に関して知的財産等の取引に係る問題点や、想定事例を示しているということになっております。

次のページをお願いいたします。こちらは「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」でございますが、こちらにおかれましても、知的財産等の取引を中心に据えた報告書として、その名称のとおり、製造業における

知財取引を中心にしております。

それから、次のページです。スタートアップの関係ですが、こちらも同様に実態調査に基づいて、公正取引委員会と経済産業省で共同策定した指針といたしまして、「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」というのがございます。こちらでも知財の取引を中心に捉えられていまして、スタートアップに焦点を当てまして、知的財産等の取引をめぐる独占禁止法上の考え方を示したものとなっております。内容についての説明は省略させていただきますが、先ほどの製造業の実態調査やスタートアップ指針で取り上げた主な事例については、資料の最後に御参考としてまとめているところでございます。

それから次のページ、議題の二つ目でございますが、企業取引研究会の報告書における御提言と今後の課題ということで、昨年度の企業取引研究会でいただいた御提言、知財の関係の御提言を御紹介するとともに、今後の課題について御説明したいと思っております。

このページですが、昨年度公表の企業取引研究会報告書におきまして、「幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげることが必要である」という御提言をいただいているところでございます。これを受けまして、知財の取引に関して幅広い業種を対象とした実態調査を実施すること、それから具体的な知的財産・ノウハウの取引適正化に関する行動規範を示す必要があるというふうに考えているところでございます。

次のページですが、先ほどの挨拶の中でも紹介がありましたが、今申し上げたような点につきましては、政府全体の方針であります、今年度の骨太方針、あるいは新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画、あるいはここには書いておりませんが知的財産推進計画等に記載があるところでございます。これらにおきまして、中小企業の知的財産に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定すると記載されておりまして、政府全体としても非常に重要な課題だというふうに、認識しているところでございます。

次のページでございますが、現状の課題ということで整理しております。先ほど御紹介いたしました優越ガイドライン、あるいは下請法の運用基準におきまして、行為類型ですとか、あるいは想定事例、対象取引などが限定的であるというところでございます。例えばということで、優越ガイドラインにおいては、各種の行為類型のうち「その他経済上の利益の提供の要請」というところでのみ、知的財産に関連する記載があるという状況でございます。また、実態調査につきましても、これまでは製造業、あるいはスタートアップということで、対象が限定的であるという状況でございます。

次のページは御参考ということですが、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方、優越ガイドラインについて関係するところを載せております。

それから次のページが、今パブリックコメントにかけております、法改正されました取適法の運用基準の関係する部分を載せております。では、次のページをお願いします。

昨年の企業取引研究会の御指摘を受けまして、これまで公正取引委員会で実施した予備調査において、製造業に限らず、知財をめぐる問題が生じていること、それから知的財産権に限らず、権利化されていないノウハウなどについても問題があるということを承知しているところでございます。こうした点も含めまして、本日御議論いただけたらと思っております。次のページ、最後ですが、実態調査の実施についてというところでございます。今申し上げたような御提言あるいは現状を踏まえまして、知的財産権のみならずノウハウやデータに係る取引の現況について幅広い業種の実態を把握するために、まずオンライン調査に着手いたしまして、その後、その回答いただいた方からヒアリングを実施して、問題事例を把握し、行動規範について検討いただく御参考としていただきたいと思いますと思っております。今、表示しておりますのが実態調査の概要ということですが、調査項目として、この表の下のところ挙げておりますが、秘密保持条項・目的外使用禁止条項無しで又はこうした条項について不利な条件で取引を強制された事例、ノウハウの開示等を強制された事例、ノウハウ・知的財産権を買いたたかれた事例、無償で技術検証・技術指導又は試作品製造などをさせられた事例、共同研究開発など共同事業の名目で不利な条件での契約の締結を強いられた事例、出願に干

渉された事例、ノウハウ・知的財産権の無償利用又は無償ライセンスなどを強要された事例、知財訴訟等のリスクを転嫁された事例、取引先への産業データの提供を強いられた事例などを今考えているところでございます。

本日は、こうした実態調査の実施に関しまして、御承認いただくことに加えまして、委員の皆様から知財をめぐる取引として問題視すべき事例について御紹介いただく、あるいは事務局が今後この調査を踏まえてヒアリングを行っていくに当たりまして、こういった視点を持つべきかなど御意見を賜れればと思っております。

最後ですが、この資料につきましては、ワーキング開催後速やかにホームページで公表することを予定しております。資料の説明は以上となります。

○林座長

御説明ありがとうございました。それでは、事務局からの御紹介内容に関して御質問があればお願いします。

(4) 自由討議

特に御質問がないようでしたら、早速ですが、本ワーキンググループの主な検討事項である知的財産・ノウハウの取引適正化について自由討議の時間といたします。

今回は総論的な会ですので、対面で御参加の委員の皆様を順に指名させていただきます。御自身の御経験からの事例、今後の関心事項、本日のテーマである実態調査や、出口となるガイドラインのあり方・方向性などにつき、お一人5分程度をめどに御発言ください。御発言の際はマイクの電源ボタンを押してからお願いいたします。それでは、まず対面で御参加いただいております泉委員、お願いいたします。

○泉委員

知財と競争に関する議論は継続しているということが良く分かりました。私も以前は公正取引委員会の研究会に何度か呼ばれたことがありまして、そういった経緯もあり、今回お声がけいただいたのかなと思いました。

私は学者ですので、どこにどういう問題があるのかについては、ここにおられる、実際に会社で取引を経験されている方に「こういう問題がある」と教えていただき、それを理論的に分析していければと思っております。その意味で、知財経営支援ネットワークが不適切な取引に関する情報を集めていると伺いました。こういった情報は必ずしも世間によく知られていないと思いますので、何らかの形で公表していただけると、研究に役立ち、社会に還元できるのではないかと考えております。

また、今回は幅広く実態調査が行われると伺いました。前回は製造業に焦点を当てたということですが、確かにこの問題は業種横断的だと思います。他方で、業種によって取引のやり方や問題の現れ方に差があると推測します。うまく類型化しないと焦点がぼやけるのではないかという気がしております。アンケート結果をどのように整理されるのか、是非、御検討いただければと思います。

実態調査の出口の話として、この調査を踏まえて具体的な方向性、こういった不適正な取引をどう是正するかという点も重要だと思います。法律としては独禁法、それから下請法があります。独禁法は排除措置命令や課徴金など厳しい制裁がありますが、このような制裁を課すには慎重な手続が必要です。他方で中小企業の被害は迅速に解決しなければいけない。独禁法と下請法でどのように役割分担をするのかという課題があると思います。

また、独禁法・下請法のような競争法以前に、前提となっている契約の問題も大きい。適正な契約の締結をどう徹底するのか、理論的な詰めも必要だと思います。さらに、知的財産を所有している力のある企業が行き過ぎた行為を行う場合については競争法で是正を行うということが一般的に行われていますが、今回の問題は中小企業を守る観点が中心だと承知し

ています。競争法違反の行為について、各知財法の濫用行為として捉える余地もありますが、今回の課題に対しては知財法だけではなかなか解決が難しいのではないのでしょうか。独禁法や下請法、更には民法の契約や不法行為の問題として扱うことも重要なと考えています。以上です。

○林座長

ありがとうございます。それでは続いて、鮫島委員お願いいたします。

○鮫島委員

弁護士の鮫島です。

この問題に関しまして、私は 2004 年頃から特許庁と一緒に中小企業の知財戦略の啓発事業をやってきましたし、2020 年からは経済産業省の事業でオープンイノベーション促進のためのモデル契約書の検討に関する委員会の座長を務めております。いろいろな観点で考えてきたテーマです。

2020 年にモデル契約書の委員会を始めた頃は、ちょうど公取が令和元年度の調査をされた時期で、大企業の優越的地位の濫用に当てはめるべきかが微妙であっても、いわゆるモラル違反・ルール違反という行為は非常に多く、我々のところにも多くの事例が来ておりました。ただ、その後、特に大企業の意識は随分改善されてきたのも事実で、2025 年現在、かつてほどひどいモラル違反はなくなってきたというのが私の実感です。

経済産業省の ILS のような場でオープンイノベーションに積極的な企業として名前が挙がるような大企業はかなり意識が改善されてきています。今なお課題が残っているのは、地方の中堅企業など、いわばその下のレイヤーに位置する企業で、意識改革が遅れていると感じます。

また、中小企業側の意識という観点からは、中小企業が大企業に情報を取られたり不平等な契約を余儀なくされたりする事例は多く見てきましたが、それは、一義的に大企業が悪いわけではなく、中小企業も不勉強で、法務・知財に投資しないことが原因になっている面も大きい。公取のガイドラインを作成し、全てを大企業側へ押し付けるだけでは余り良くないのではないかと考えております。規制と並行して、中小企業側の意識の啓発を両輪で進めることで全体のレベルが上がり、日本の競争力が上がっていくのではないかと考えております。後者は本ワーキンググループの射程ではないと思いますが、どこかでそのようなメッセージも発信できればと考えております。以上です。

○林座長

ありがとうございます。続いて名倉委員お願いいたします。

○名倉委員

名倉です。よろしくお願いいたします。私は知的財産取引に関するガイドラインの議論に参加させていただいた経緯から、今回も参加させていただいたと理解しております。私としては、訴訟というより、共同開発、NDA の締結など、その前段階の契約・交渉の場面に関心があり、このような場面では、オープンイノベーションと言われつつも、フェアな取引が難しい例が残念ながら見受けられます。

先ほど鮫島先生からも御指摘があったように、バランスは大切です。大企業の力を削ぐだけではよくありません。一方で不当な利益が生まれると、経済全体の効率性が下がり、市場そのものの信用にも関わります。企業統治の取組とも響き合うという観点から、取引内容をどう是正していくかに強い関心を持っています。

優越ガイドラインで契約内容にないにもかかわらず、取引を強要されたといった事例が見受けられますが、競争法は私的自治の行き過ぎを是正する役割があります。「契約があるからいい」「強要ではない」という形式論だけでよいのか。透明性の観点から、交渉経緯の記

録化など、後々の評価や裁判例の蓄積につながるような仕組みづくりも重要ではないかと考えています。以上です。

○林座長

ありがとうございます。松田委員お願いいたします。

○松田委員

ありがとうございます。既に御発言された委員の先生方と重なる部分もあるかもしれませんが、私からもコメントを申し上げたいと思います。

私は日頃、知的財産に関する取引や競争法の分野を扱っており、顧客層も中小企業から大企業まで幅広く対応しています。そのため、様々な視点から物事を見る機会が多く、今回のワーキンググループにおいても、そうした観点から意見を述べさせていただければと考えております。

今回のワーキングでは「適正な知財取引」がテーマとなっておりますが、先日、大手企業の方から「社内で契約に関して揉めているので、少し話を聞いてもらえないか」と相談を受けました。内容としては、下請先との契約に関して、社内で意見が対立しているというものでした。一方のグループは「企業取引においては利益の最大化が当然であり、可能な限り有利な契約を結ぶべきだ」と主張していました。他方、もう一方のグループは「下請企業はパートナーであり、過度に負担を強いることは共存共栄の観点から望ましくない。リーズナブルな取引を目指すべきだ」との考えを示していました。

このような社内の対立は非常に印象的であり、正に今回のワーキングの議論と深く関係するものだと感じました。企業の中でも、取引に対するマインドセットが変容しつつあることを実感しており、本ワーキングは正に時宜を得た取組であると考えております。

また、今回のワーキングは昨年度の企業取引研究会の流れを汲んでいるとのことですが、企業取引研究会では、インフレ型経済や賃上げの流れを踏まえ、合理的なコストアップの転嫁が推進されてきました。ただ、知財取引に関しては、単純にコストに適正な利益を上乗せして取引するという考え方とは少し異なるのではないかと感じています。知財取引は、最終的には市場で得られる収益、すなわち付加価値による収益を、どのようにサプライチェーン内で分配するかという問題もあると考えています。

この付加価値の分配に当たっては、受託者側にとっては、投入したコスト、例えばアニメ制作における人件費などが重要な要素となります。一方で、委託者側は事業リスクを負っており、コンテンツ産業においては、当たり外れがあるため、成功した案件でしっかりと収益を確保しなければ投資が報われないという事情もあります。したがって、コストだけでなく、リスクとリターンを適正に評価する視点も必要であり、こうした複眼的なアプローチが本課題には不可欠であると考えております。

その点で、資料2の5スライド目に掲載されている従来の製造業の実態調査の抜粋に関して、著しく均衡を失する、無償での提供といった点が挙げられていましたが、これらの評価に当たっても、先述したような複層的な視点を持って適切に行うべきだと考えております。特に無償性に関しては、公正取引委員会の命令事案でも判断が覆されたケースがあると認識しております。こうした事例も踏まえ、今後、より適切な評価ができるよう、私自身も学びを深めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○林座長

ありがとうございました。では、松橋委員お願いいたします。

○松橋委員

株式会社メトロール松橋です。よろしくお願いいたします。

当社は工業用センサーを製造する中小企業であり、私自身は2代目の経営者です。センサ

メーカーという、大手電機メーカーが多く、ライバルメーカーからはコピーの標的になりやすい立場にあります。父の代には、製品をフルコピーされ、会社が潰れかけたこともありましたが、父が創業者に直訴し、コピーが止まり何とか持ちこたえ、今年で創業 50 周年を迎えることができました。このような経緯から、特許に関しては非常に厳しい経験を積んできました。

また、競合には外資系企業も多く、特許に抵触していないにもかかわらず、当社の製品が特許に抵触していると言われ、数千万円の支払を要求されたり、市場からの撤退を迫られたりしたこともあります。

中国との取引においても、権利化の有無にかかわらず製品が完全にコピーされることが多く、あらゆる手段を講じても防ぎきれないのが現状です。正直なところ、特許によって付加価値を分配し収益化するという理想的な話を聞いても、当社としては製品のコピーによる価格下落や市場喪失を防ぐ程度のことしかできていないのが実情です。

当社の特許戦略は、3 世代に分けられると考えています。第 1 世代は父の時代で、大手メーカーからのコピーを防ぐために積極的に特許を出願していました。第 2 世代は 20 年ほど前、中国市場に進出した際に、特許を出願することで逆にコピーされやすくなるというリスクを考慮し、サブマリン特許のような形で積極的には特許を出願しないようになりました。第 3 世代では、当社センサーそのものの特許だけでなく、それを用いた機械の効用を標準化する形で、機械メーカーが本来出す特許を当社が先に出願するという戦略を取っています。機械メーカーには、当社のセンサーを使えば特許料は不要と伝え、当社製品の権利化を守る形を取っています。特許が侵害されるのは、機械メーカーがコストダウンのために、同じ製品を他社に安く作らせるというところがあり、それを防ぐことを目的としています。今は、世界規模で標準化することを目指しております。このような取組が評価され、今年 4 月には知財行動表彰をいただきました。

また、大手メーカーとの取引においては、5、6 年前までは毎年購買部長名義で一方的に値下げ要求が来ていました。当社は下請ではなく、自社ブランド・自社価格で展開しているため、強く交渉することもあります。それでもそうした要求はありました。最近では、大手メーカーからの一方的な要求は減ってきたように感じています。

ただし、下請法の観点から申し上げたいのは、実際に大手メーカーと直接取引している中小企業は少なく、間に必ず商社が入るという点です。商社は、大手メーカーからは現金で受け取りながら、次のメーカーには手形で支払い、その差額を利益として取ることがあります。商社にとってはこれが通常の商取引になっています。優越的地位の濫用は商社によっても日常的に行われており、これを是正しない限り、日本の商取引において実効性は上がらないと強く申し上げたいです。

知財取引においても、商社が間に入ることで、中小企業が大手メーカーに直接交渉することは難しい状況であると予想しています。私自身、日々の納入先や競争会社が大手メーカーであることが多いので、優越的地位の濫用は日常的に経験しています。この点についても、何か議論があれば、是非お話しさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○林座長

ありがとうございました。その他、オブザーバーで御参加いただいている方を含めて、御発言いただける方は、いらっしゃいますでしょうか。加藤様、お願いいたします。

○日本商工会議所 加藤理事・産業政策第一部長

日本商工会議所の加藤です。御指名ありがとうございます。まず、事務局の皆様におかれましては、これまでの御対応に心より感謝申し上げます。

知的財産の取引適正化に向けて、本ワーキングが設置され、実態調査や指針策定が進められていることを大変心強く感じております。昨年の第 4 回企業取引研究会でも御説明しまし

たが、長年続いている知財の不適正な取引を是正するには、相当な力が必要であり、是非皆様の英知を結集して、実効性ある指針を策定していただきたいと、心より願っております。

御存知のとおり、政府は約 10 年前から、大企業と中小企業間の取引適正化に取り組んでおり、当初は、価格転嫁、型取引の是正、支払条件の改善の 3 分野を重点項目として掲げていました。その後、2019 年頃からは知財・ノウハウの保護と働き方改革に伴うしわ寄せ防止の 2 分野が加わり、現在では重点 5 分野として取り組まれています。

このうち、最初の 3 分野については、官民の連携によって徐々に成果が見られるようになってきたと聞いております。そして、4 番目の知財・ノウハウの保護については、6 月 13 日に閣議決定された骨太方針や実行計画にも盛り込まれ、いよいよ本格的な取組が始まる段階に来たと感じております。

これまでも政府によって知財取引適正化に関する施策は講じられてきましたが、中小企業が被害を受ける知財侵害は依然として継続しています。昨年 8 月に私どもが実施した調査では、約 8 社に 1 社が知財侵害を経験したと回答しています。

具体的な事例として、2 点御紹介いたします。

一つ目は、取引先に提出した設計図面が他社に横流しされたという事案です。契約書に基づく守秘義務違反であるとして抗議したところ、取引先からは「甲は乙の秘密情報を子会社、関係会社、製造委託先等へ開示できる」とする一方的な条項を追加するよう求められたとのことです。社長は取引先との関係に悩みながらも、自社を守るためにその条項の追加を断ったと伺っております。

二つ目は、特許技術を用いた機能性インナーを開発・販売したところ、大手量販店に模倣品を無断で製造・販売されたという事案です。弁護士を通じて再三警告を行ったものの無視され、最終的には「在庫がなくなり次第販売を中止する」という事実上何も対応しない旨の一方的な通告があっただけであったと聞いております。

また、ある中小企業の経営者からは、「大手企業は海外企業とはきれいな取引をしているのに、日本国内の中小企業に対しては上から目線で、有無を言わせぬようなひどい取引をしている」との声も寄せられています。これは商慣行の問題なのか、あるいは日本国内の法制度の問題なのか、よく考える必要があると感じております。

一方で、中小企業側の知財経営リテラシーの向上も重要な課題です。先ほど資料で御説明があった実行計画においても、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上に取り組むと明記されており、今後の官民の取組に大いに期待しております。もちろん、私どもとしても積極的に取り組んでまいります。

最後に繰り返になりますが、日本国内で長年続いている知財の不適正な取引を是正するには、相当な力が必要です。本ワーキングでの検討成果が極めて重要であり、中途半端なものでは状況を変えることはできません。是非皆様の英知を結集し、中小企業が被害を受ける「知財いじめ」の撲滅を含め、知財取引の適正化を実現できる指針を策定していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

以上で、私の発言を終わります。ありがとうございました。

○林座長

ありがとうございます。続きまして、オブザーバーの方で御発言いただける方いらっしゃいますでしょうか。

○日本弁理士会 北村弁理士

弁理士会の北村です。日本弁理士会では、5、6 年ほど前から営業秘密を証拠化して保護していくという方策について研究を進めております。また、公正取引委員会とも、優越的地位の濫用やスタートアップ支援に関して、数年前から協議を行っております。

本日は、我々が研究している方策の一例を御紹介いたします。これは、技術商談の際に取引先へ提出する資料で、相手方と当方の名称を記載した上で、技術提案資料を添付していま

す。資料には「取扱注意」と明記し、秘密管理の意思表示を行った上で、電子タイムスタンプを付与しています。

電子タイムスタンプは、技術情報ファイルからハッシュ値を生成し、それをタイムスタンプ局に送信して証明を取得する仕組みです。これにより、技術情報の証拠化が可能となります。

営業秘密が中小企業にとって重要である理由として、市場の不確実性が高く、特許出願の余裕がない場合に、提携企業との技術商談を通じて市場を読み解く必要がある点が挙げられます。しかし、その過程で優越的地位の濫用が問題となることがあり、これを阻止する実効的な手段として、前述のような証拠化の取組が有効であると考えております。

この方策のポイントは、技術内容の書面化、秘密管理の意思表示、日付証明による証拠化です。先ほど鮫島委員の御発表にもありましたが、大企業に全てを委ねるのではなく、中小企業側も能動的に技術内容を文書化し、保護の意思を示すことが重要です。

今回のワーキンググループで実態調査を実施されると伺っておりますが、その際には、技術内容の証拠化によって盗用行為が防がれた事例があるかどうかについても、御質問していただければと存じます。以上です。ありがとうございました。

○林座長

ありがとうございました。ほかにオブザーバーの方で御発言いただける方いらっしゃいますでしょうか。では、近藤様お願いいたします。

○日本経済団体連合会 近藤産業技術本部上席主幹

経団連の近藤でございます。御説明、御議論ありがとうございます。

経団連といたしましては、事業者間における知的財産やノウハウの不当な取扱いについては、その侵害の実態を正確に把握した上で、適切に対応すべきであると考えております。

他方で、知財に係る取引の適正化のみならず、知財の戦略的な活用による企業価値の向上も重要であると認識しております。これは、企業取引研究会の報告書にも記載されている内容でございますが、その実現に向けては、契約実務を含めた中小企業における知財管理体制の確立・強化が不可欠であると考えております。

この点は、本ワーキングの範囲からはやや外れるかもしれませんが、中小企業におけるキャパシティビルディング、すなわち知財を扱う能力や体制の構築も、やはり重要な課題であると指摘させていただきたいと思っております。

本ワーキングにおいては、現場の実態を踏まえた丁寧な議論がなされることを期待しております。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○林座長

ありがとうございます。ほかにオブザーバーの方で手が挙がってらっしゃる方いらっしゃいますか。藤田様お願いいたします。

○藤田弁護士

オブザーバーの弁護士、藤田です。既に多くの御意見が出ておりますが、私からも少しコメントさせていただきます。

私は主にスタートアップ企業の側で、大企業との協業に関する契約書のレビューを数多く担当しております。資料にも記載されているとおり、共同研究開発の場面において、スタートアップ側が著しく不利な契約を強いられるケースが見受けられます。

このような状況は、大企業側に明確な悪意があるというよりも、むしろリテラシーの差に起因する部分が大きいと感じています。先ほど松田委員からも御指摘がありましたが、自社の最大利益を追求するのか、それともパートナーとの共存共栄を目指すのかという価値観の違いが、契約内容に大きく影響しているように思います。本ワーキングでは、最終的にガイ

ドラインの策定を目指しているとのことですが、可能であれば、大企業側のマインドセットを変えるような議論が展開されることを期待しております。共存共栄の考え方に基づいた契約関係の構築が望ましいと考えております。

一方で、悪意の有無にかかわらず、非常に不当な要求がなされる事例も存在します。例えば、共同開発を行った際に、大企業側から共同で特許出願をしようとの申出がありました。しかし、スタートアップ側が承諾していないにもかかわらず、明細書が一方的に作成され、請求項のうち、大企業側のアイデアは最後の従属項1項のみで、それ以外の請求項は全てスタートアップ側のアイデアで構成されていたという事例がありました。

このようなケースでは、スタートアップ側がその不当性を十分に認識できていないことも多いと感じています。したがって、ガイドラインや指針の策定は非常に重要であると同時に、企業側のリテラシー向上も非常に重要であると強く感じております。以上です。

○林座長

ありがとうございました。ほかにオブザーバーの方からはいかがですか。よろしければ、2 順目にいきたいと思います。

今回の実態調査では調査先として製造業以外も広く、と言っているわけですが、例えば、特定の分野についてなど、もし御意見をいただけるようであれば、今後の調査の実施に当たって大変ありがたいのですが、いかがでしょうか。先ほど、松橋委員から、流通関係に問題がある、というお話をいただきましたが、いかがでしょうか。

○松橋委員

私が特に違和感を覚えたのは、中小企業は、取引する大企業の直接口座を持っていないという点です。両社の取引の間には、商社を経由する必要がある、直接の取引はできない構造になっています。直接の取引だと大企業が管理できません。

そのため、いろんなやりとりは商社を経由することで、代弁的にやり取りをしています。大手企業との直接的な交渉は困難になります。商社はメーカーとは異なり、商取引の中でいかに自らの優位性を確保するかを重視しており、振込手数料等の経費の処理においても、商社側が主導権を握る構造が形成されています。

○林座長

ありがとうございます。商社といっても、大商社から、間に大中小、多重的に入っているケースと、いろいろあると思うのですが。

○松橋委員

規模にかかわらず全ての商社は性格的に同じです。階層的な構造を持っているため、二次商社、三次商社といった形で、メーカーは取引の現場から非常に遠い存在となってしまうことがあります。

そのため、たとえ大企業がキャッシュで支払を行っていたとしても、その支払が商社を通過する段階で、キャッシュフローの流れが変わり、スムーズに回らないケースが多々あります。

○林座長

例えば、共同開発とか、NDA を結ぶ段階でも、今おっしゃったような商社が入っているケースというのが、結構あるのでしょうか。

○松橋委員

商取引においては、基本的に商社が間に立ち会います。理由としては、トラブルが発生した際に、金銭のやり取りを行った相手としか基本的には交渉・対応ができないためです。商

社の先にメーカーが存在していたとしても、メーカー側の担当者が対応を拒否する、あるいは状況を把握していないというケースもあります。そのため、メーカーと商社の両方が立ち会う場合もありますが、ほとんどの場合は商社が間に入ると考えてよいでしょう。

○鮫島委員

松橋委員と私が普段見ている世界とは少し違うかもしれませんが、私はスタートアップ側に立って、大企業との共同開発契約などを扱うことが多いのですが、確かに商社が関与しているケースは一定数あります。ただし、契約主体として商社が登場するケースは、それほど多くはありません。したがって、取引の形態には様々なパターンがあるのではないかと思います。

今日の松橋委員のお話を伺って、確かに商社という存在は、これまである意味盲点だったように感じました。公正取引委員会が商社に対してヒアリングを行うだけでも、商社側の意識が変わる可能性があると感じました。これは、政府の取組として、何らかの形で実施されるべきではないかと思います。

また、商社が関与する場合の法的な位置付けについて、私自身も明確に理解できていない部分があります。典型的な優越的地位の濫用とは、大企業が中小企業に対して優越的な立場を利用して不当な要求をするという構図ですが、そこに商社が介在した場合、商社が濫用の主体となるのか、それとも大企業の「手足」として機能しているだけで、法的には大企業が主体となるのか、その点について、もし御存じの方がいらっしゃれば、是非、御教示いただきたいと思います。

○林座長

こちらは、事務局に伺った方がよろしいですかね。中小企業側の見え方としては、大企業の代弁者として商社がアクターになっていると思うのですが。

○公正取引委員会 全課長補佐

お答えします。まず、優越的地位の前に下請法の考え方から御説明します。商社が介在する取引で、商社が実質的に取引内容に関与している場合、例えば取引条件や対価を決めている場合は、商社自体が取引相手となり、下請法の適用対象になります。

商社に優越的地位の濫用規制の適用があるかどうかは、実際に商社と大企業の取引関係があり、さらに商社とその先と取引関係があるため、例えばその個別の取引について個々に、継続的な取引に関係があるかどうか等を見ながら判断することになります。

○名倉委員

松橋委員の御指摘は、正に的を射ていると感じます。商社の存在が重要です。商社は商品を右から左へ流し、手数料を得るという伝統的な事業をしていることもあれば、最近では自ら技術系企業を買収し、複数の事業を組み合わせることで価値を創出する企業が増えています。

分かりやすい例として、ある企業はメーカー化を進めています。自社だけでなく、調整力やアレンジ力を駆使して事業を拡大するパターンが見られます。このように、商社が流通だけでなく事業アレンジの領域まで踏み込み、取引先を取り込むケースが多発していると感じます。補足までです。

○林座長

ありがとうございます。ほかにいかがですか。

○鮫島委員

あくまで傾向であり主観的な話なので誤りがあるかもしれませんが、私たちが商社を相手にする場合、資金面はともかく「知財を取られる」といった警戒感は余り強くありません。

商社は技術への関心が薄く、特許も取得しないだろうと考え、交渉は比較的緩やかに進めがちです。

一方、相手が大手メーカーになると、少しでも情報を出せば全て特許資産にされてしまうのではないかと強い警戒心が生まれます。日々の業務で、このように意識を使い分けているのが実情です。ただ、それで問題が解決するわけではありません。本プロジェクトの趣旨からすれば、商社を含む優越的地位の濫用を何らかの形で規律する必要があります。情報収集を進め、商社による優越的地位の濫用もトピックとして取り上げるべきだと考えます。

○林座長

ありがとうございます。ほかに御意見はございますか。

ヒアリング対象を製造業以外にも広げるに当たり、13 ページではデザイン制作や金属加工が例示されていますが、ほかに注目すべき分野や、御経験から候補となる業種があればお教えてください。ヒアリング先のアイデアをいただきたいと考えています。

もう一点、今後実施する実態調査・アンケートの設問について伺います。これまで製造業向けには、無償での技術指導や試作品製造を強要された経験の有無、無償ライセンスの要請、NDA に関するトラブル、共同研究契約における不公正・優越的地位の濫用の有無などを尋ねてきました。製造業以外の分野では、どのような設問が適切でしょうか。アイデアがあれば是非お聞かせください。

○鮫島委員

令和元年に公正取引委員会が実施したヒアリングは、非常に優れた調査だったと考えています。ただし、今回も同じ範囲で行えば、同じ結果しか出てこないでしょう。したがって、前回とは差別化された企画を立てる必要があると思います。前回が製造業を対象にしていたのであれば、今回は製造業以外の分野で実施するのも一つの差別化になるでしょう。ほかにどのような差別化が可能か現時点でははっきりしませんが、その視点は非常に重要だと感じています。

○特許庁 亀井課長

鮫島先生の御指摘に関連してですが、令和元年の公正取引委員会の調査から少し時間が経っていますので、データを一度アップデートする必要があると考えています。前回は製造業を対象とした調査でしたので、という趣旨です。

松田先生からも御意見がありましたが、グレーゾーンの事例と明らかに黒の事例がどの程度存在するのかについても把握したいと考えています。例えば、特許権が存在することを認識しながら故意に権利を盗むケースの実態についても確認したいところです。

○鮫島委員

特許侵害の事例はそれほど多くありませんが、発明盗用の事例は山ほどあります。スタートアップと大企業が共同開発を行う際、スタートアップは特許への理解が十分でないことが多く、様々な提案や情報を提供します。大企業がそれをそのまま特許出願してしまうケースが数多く見受けられます。

○特許庁 亀井課長

特許が権利化された後に侵害が起きるケースは、余り見当たりませんか。

○鮫島委員

一概には言えませんが、故意に侵害して訴訟で差止命令を受ければ、知財部長の責任問題になります。そのような深刻な事例は、ほとんど聞いたことがありません。

○特許庁 亀井課長

もう一点申し上げます。中小企業の知財リテラシー向上は非常に重要な課題です。私どもには INPIT という所管独立行政法人があり、中小企業のリテラシー向上のために様々な事業を行っています。本ワーキンググループのテーマも、その取組の一環と理解しています。私どもの施策に過不足があるようでしたら、御指摘いただけると大変ありがたいと思っております。

○名倉委員

自由討議ですので話が広がるかもしれませんが、座長から御質問のあった「調査対象をどう設定するか」について申し上げます。実務的には、大手メーカーと取引のある商社を対象とするほかないと考えています。商社を業種分類で絞り込むのは現実的ではありません。

次に、NDA や共同開発契約は実務で最も悩ましい点です。大手企業は課題を提示し、その絞り込みや有用性の評価に自らが大きく貢献していると主張します。一方、スタートアップや中小企業は実際に最終的な解を出したのはこちらだと訴えます。このせめぎ合いが現場の実態です。課題提示や絞り込みへの貢献が競争法上どのように評価・保護されるのかが、根本的な論点と感じています。

○林座長

ありがとうございます。私も大いに共感いたします。アンケート項目には、ただいまの御指摘を是非盛り込んでいただきたいと思います。

一点、私から質問がございます。昭和の時代から特許・ノウハウについてのガイドラインが存在します。前回の製造業向けアンケートでも、「御社に特許・ノウハウはありますか」「特許・ノウハウに関する事例はありますか」と尋ねていました。この「ノウハウ」には、現在重要視されているデータまで含まれると理解してよろしいでしょうか。もしイメージが湧きにくい場合は、「データ」という項目を明示してアンケートを実施することも検討したいと考えますが、いかがでしょうか。

○鮫島委員

令和元年当時は、データが今ほど包括的に扱われていませんでした。そのため、当時のヒアリングでは事例が十分でなかった可能性があります。その後、データや AI が中心となる時代へ移行し、これが差別化の要因になり得るという認識が強まっています。この点は皆さんも関心をお持ちでしょう。そうすると、医療や物流、IT などの分野を対象にすべきでしょうか。

○林座長

例えば実験データや事実データ、技術情報、営業関連のデータなど、全てが「データ」として扱われます。ヒアリングの際、どこまでが営業秘密に当たるか分からず、「これは営業秘密ではない」と判断して回答しなかったケースもありました。ところが、その中には実は極めて価値が高く、会社にとって重要なトレードシークレットに該当するものもあります。アンケートは質問の設計次第で回答が大きく変わりますので、回答者が「自社のも対象に含まれるのだ」と理解できるような聞き方にしていただけるとよいのではないかと思います。

○松橋委員

特許でややこしいのは、構想段階で出願しなければならない点です。アイデアが利益を生むかどうか分からないうちに、アイデアを信じて先に出すことで守るしかありません。その後に商談が始まると、アイデアは共同特許の対象になり得ます。大企業は打ち合わせに法務部門が同席し、特許に詳しい担当者が必ずいます。彼らが面白そうだと判断すれば、次々と出願してきます。

中小企業が最も苦しいのは、まだ収益化の見通しが立たない構想段階で出願し、その後も固定費として特許維持費を払い続けなければならないことです。実際に製品が形となり、世の中に受け入れられて現金が入るのは5年後、10年後になることも多く、その途中で取り下げる場合もあります。収益化できる確率は数十パーセント程度というのが実態です。

私は大企業から共同開発を依頼された場合、原則として報酬を受け取らず、自社で開発します。その理由は、出願の自由を確保したいからです。代わりに、特許権は自社で出願するが内容は共有すると伝え、無償で受託します。こうした出費への懸念が、中小企業が特許出願を避ける最大の理由でしょう。特許が確定してしまえば権利行使は容易ですが、その前段階が問題なのです。

○林座長

ありがとうございます。

○藤田弁護士

少し話がそれますが、先ほど対象産業の範囲について御質問がありました。エンターテインメント産業は調査対象に含まれるのでしょうか。最近の報道では、日本のエンタメ輸出による利益は自動車産業に匹敵するほど外貨を稼ぐ重要産業になるとも言われています。

○公正取引委員会 柴山課長

含まれております。

○林座長

前回のフリーランス調査でもエンタメ分野を取り上げていただいたと記憶しています。今回は企業を対象とする調査で、エンタメ分野も詳しく扱っていただけるのではないかと期待しています。その観点で、追加すべき設問や聞き方について御提案はありますでしょうか。

○藤田弁護士

エンタメ分野の商取引には詳しくありませんが、テレビ局を含め著作権処理がいい加減に行われている例をよく耳にします。産業規模が拡大するのであれば、エンタメ作品を生み出すクリエイターにも適切に利益が還元される仕組みを構築すべきだと考えます。

○名倉委員

エンタメ分野は私にとっても盲点でしたので、質問させてください。日本の製造業の凋落^{ちょうらく}の背景には、先進国の中でも技術者への報酬が極端に低かったことがあると考えています。リーマン・ショック前後、液晶分野が最盛期だった頃には、週末の羽田・成田で韓国便から降りてくる同業技術者と鉢合わせするという逸話もありました。

同じ轍^{てつ}を踏まないためには、エンタメ業界でもクリエイターの価値を適切に保護し、彼らのアイデアを商品化・マネタイズする現場を支える人々にも報酬が行き渡る仕組みが必要です。価値構造と分配構造をどのように設計するかは政策的課題ですので、政府としてのお考えがあればお示しいただけると議論の参考になります。

○中小企業庁 坂本部長

私は前職で新しい資本主義実現本部の業務を担当しておりました。御指摘のとおり、コンテンツ産業は半導体に並ぶ基幹産業でありながら、十分に利益が還元されていない面があります。現在、公正取引委員会と協力し、優越的地位の観点から取引慣行を是正する実態調査・指針作りを進めています。エンタメ分野は音楽や放送など多岐にわたり、調査準備を進めているところです。取引慣行上の問題は音楽・放送分野が比較的深刻と認識しており、優先順位を付けて対応しています。

○林座長

坂本部長がこの分野にお詳しいと存じていたので、御説明いただきました。ありがとうございます。公正取引委員会としても、エンタメ分野をヒアリングの対象に含めてよろしいでしょうか。

○公正取引委員会 柴山課長

エンタメ分野も調査対象に含めます。アンケートだけでなくヒアリングも実施し、収益分配の実態や関係者が望む改善点を把握したいと考えています。名倉委員の御指摘のとおり、クリエイターを支える人々へ適正に収益が分配されているかどうかも確認します。

○林座長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○松田委員

せっかく2巡目に入ったので、少し補足させていただきます。先ほど、啓発は両輪で進めるべきだという御意見がありましたが、私も啓発は非常に重要だと考えています。ただ実務の立場から正直に申し上げると、特許権や意匠権を取得できても、そのコア技術を実際に活用できるかどうかは別問題です。権利を行使しようとする、多くのハードルがあり、時間も費用もかかります。結果を得られるかどうかは不確実で、多くの中小企業には負担が大きいと感じます。

権利を取ること自体は、防御手段として重要です。しかし、それをどこまで活用できるのかを現実的に把握していただく必要があります。もしハードルが高いと判断した場合は、弁理士会から御発言があった営業秘密を全部は見せないという対策を広めることが有効だと思います。実際、私が関わる中で意識の高い中小企業の社長は、見せる情報と見せない情報を明確に分け、最後の核心部分は絶対に開示しないと聞いているところです。

もちろん大企業にもリテラシーを高めていただく必要がありますが、中小企業自身も何でも開示する姿勢だけではなく、防御の術を身に付けるべきです。今後、こうした自衛策の啓発も進めていただければ幸いです。

○林座長

ありがとうございます。令和6年10月に中小企業庁が公表した知財取引ガイドラインでも情報を開示する前に契約を結ぶ旨が明記されており、中小企業が契約リテラシーを高めることは自衛のために不可欠です。特許庁や経産省、中小企業庁などで多くの契約書ひな形や解説を公開していますが、中小企業向けの勉強会で尋ねると「そんな資料があるとは知らなかった」という声が少なくありません。せっかく作成したツールをどうすれば活用していたけるのでしょうか。

○松橋委員

最近は秘密保持契約、NDAを前提に話し合う慣習が定着しつつありますが、ひな形をそのまま使えるとは限りません。例えば公的機関や大学と取引する場合、民間同士の契約書とは異なる条項が出てきます。結局、相手先に合わせて弁護士に依頼し、数十万円かけてオーダーメイドの契約書を作るケースが多いのが実情です。

○林座長

相手方が提示するNDAは、ほぼ相手に有利な内容であることが多いので、いくつか自社に有利なパターンを準備し、交渉で提示する必要があります。契約交渉を怠ると、望ましい条件は得られません。契約書の高度化や、より良い条件を確保するためのアウトプットについて

て、皆様から御意見をいただければと思います。

○名倉委員

私が現在サポートしている企業は先端素材を扱っており、知財取引の際には高度な交渉が欠かせません。例えば、かつては、海外の大手企業に新しい材料を提案すると、こんな NDA は見たことがない、詳しく説明してほしいと求められました。相手側の弁護士と数時間にわたりプレゼンや交渉を重ね、ようやくこれがフェアな取引だと納得してもらうというような事例が多々あります。

こうした高度な契約を一般化するのは時期尚早かもしれませんし、ガイドラインの性質にも馴染みにくいと感じています。取引適正化の議論では、まず NDA を最低限の前提として習慣化することが重要だと思います。その上で、契約内容を類型化できる部分があるかどうか、慎重に検討すべきです。

一例として、先端素材の契約を作成する過程で気づいた点を共有します。大企業同士が共同開発する場合でも、双方には得意分野があり、それに基づく知見があります。従来の NDA では「誰が情報を出したか」で守秘義務の範囲が決まりますが、これでは不十分です。例えば大企業側が課題設定を行い、運転データを提供するから、それを使って生まれたアイデアの権利も当然当社に帰属すると主張してくることがあります。しかし、そうした要求を認めてしまうと、要素技術を持つ側のビジネスは成り立ちません。そこで、営業情報や経営戦略といった周辺情報は言った者勝ちでよいとしても、コア技術についてはどちらの技術かを厳密に切り分ける必要があります。場合によっては、相手から得た情報に対しても、こちらが守秘義務を課す条項を設けます。

このように、技術分野や取引相手によって契約内容を細かく調整しなければなりません。どこまで踏み込んだ内容をガイドラインに盛り込むかは、今後の議論が必要だと考えています。

○林座長

ありがとうございます。ほかに御意見はございますか。

○松田委員

契約条項や契約実務の高度化が議題となっていますが、中小企業の現場を見ていると、送られてきた契約書に判を押して返すだけで、知財条項を全く確認していない企業が少なからずあります。契約書が何ページにも及ぶ場合、関心は契約期間や価格、仕様など、いわば頭の中のタームシートに集中し、知財条項は雑則のような扱いで、相手企業の条件だろうと受け入れてしまうのが実情です。

その結果、自社がどのようなリスクを負い、どのような義務を課されているかを把握しないまま署名してしまいます。例えば問題が起きたら全て御社の責任といった条項があっても、気付いていないケースが現実存在します。契約にはこうした要素があることをまず理解していただく必要があります。ひな形や解説資料が普及しないのは、中小企業側にアンテナが立っていないことが一因かもしれません。今後の周知活動とあわせ、重要な課題として取り組むべきだと考えます。

○林座長

ありがとうございます。

○日本弁理士会 北村弁理士

弁理士会の北村です。先ほどから契約書の話が出ていますが、契約対象をどう切り分けるかという視点も重要だと思います。松田先生がおっしゃった全部見せないという点に関連してお話します。

技術取引で本当に必要なのは技術の効果です。営業秘密や特許の核心は構成情報にありますので、まず効果だけを示し、構成は開示しない方法が有効です。具体的には、第1段階で基本的な効果を説明し、次の段階で領域を細分化して各効果を示すというように、効果の議論を先行させ、構成情報は秘密のままにしておくのです。

開示が必要になった場合は、タイムスタンプと守秘義務契約を用いて証拠化した上で行います。要するに、効果と構成を分け、契約の進度に合わせて段階的に情報を開示することがポイントです。効果と構成を切り分ける作業は弁理士が得意とするところですので、特許出願以外の場面でも弁理士のスキルを活用していただければと思います。ありがとうございました。

○林座長

皆様から貴重な御意見を多数いただき、誠にありがとうございました。調査票の項目追加・変更については、本日の御意見を踏まえ事務局で検討し、採否は座長である私に一任いただけますでしょうか。御提案は、調査結果に基づいて実施するヒアリング項目に反映することも検討いたします。

それでは、これまでの御意見や自由討議の内容を踏まえ、事務局からコメントがあればお願いします。

○公正取引委員会 柴山課長

貴重な御意見を多数いただき、ありがとうございます。

大企業との取引、流通・商社の問題、自治体との関係など、委員の皆様から伺った実態は今後の検討に活かしたいと考えています。

アンケート項目については、本日いただいた御指摘を踏まえ修正を行います。特にデータ利活用に関する設問を加えるなど、前回調査との差別化を図ります。また、エンタメ分野も当初から対象に含めていますが、ヒアリングを通じて取引実態を詳細に把握したいと思えます。

類型化して焦点をぼかさないう工夫し、執行面では独占禁止法・下請法の適用可能性も視野に入れて検討を進めます。リテラシー向上については、公正取引委員会だけでなく中小企業庁・特許庁と連携し、具体的な支援策を検討してまいります。以上です。

○林座長

ありがとうございました。そろそろ時間が参りましたので、議論はこの辺にしたいと思えます。本日皆様方からいただいた御意見を踏まえ、事務局において検討を進めていただきたいと思います。なお皆様におかれまして、追加でお気づきの点がありましたら事務局に御連絡いただくようよろしくお願いいたします。

(5) 閉会

○林座長

それでは、これをもちまして知的財産取引適正化ワーキンググループを閉会いたします。本日は御多忙のところ、また酷暑の中を御参集いただき、活発な御意見を頂戴しまして誠にありがとうございました。